

第7章 会社の基礎の変更

第1 事業の譲渡等

譲渡会社と譲受会社の手続

1 譲渡会社

- ①事業の全部譲渡または重要な一部譲渡該当性を検討（467条1項1号2号） →株主総会特別決議
- ②重要な財産の処分該当性を検討（362条4項1号） →取締役会決議
- ③いずれにも該当しない →取締役会から委任された取締役による決定または取締役会決議

2 譲受会社

- ①事業の全部譲受け該当性（467条1項3号） →株主総会特別決議
- ②事後設立該当性（467条1項5号） →株主総会特別決議
- ③重要な財産の譲受け該当性を検討（362条4項1号） →取締役会決議
- ④いずれにも該当しない →取締役会から委任された取締役による決定または取締役会決議

3 事業譲渡等にあたる場合の手続⁵³⁹

(1) 原則

- ①株主総会特別決議（309条2項11号） + ②反対株主の株式買取請求権（469条）

(2) 例外1（略式手続）

事業譲渡等の相手方が、当該会社の特別支配会社（議決権の90%を有する会社）である場合
→①株主総会特別決議は不要になる（468条1項）。

しかし、②反対株主の株式買取請求権は認められる。

∵株主を保護する必要性はあるが、相手方が特別支配会社であれば株主総会特別決議が成立するのは明らかであるから不要とする。

(3) 例外2（簡易手続）

譲渡資産の帳簿価額が、譲渡会社の総資産額の20%以下の場合（467条1項2号カッコ書）。

事業を譲り受ける対価として交付する財産の帳簿価額が、譲受会社の純資産額の20%以下の場合（468条2項）。

→①株主総会特別決議は不要になる。

②反対株主の株式買取請求権も認められない（469条1項2号）。

∵そもそも会社・株主に与える影響が軽微であるため、保護する必要がある。

(4) 例外3

事業の全部譲渡において、承認決議と同時に会社解散決議をした場合

→②反対株主の株式買取請求権は認められない（469条1項1号）。

∵事業を全部譲渡したうえで解散すれば、残余財産の分配を受けることができる（504条）。

事業譲渡該当性（467条1項）⁵⁴⁰

⁵³⁹ (2)(3)の2つの例外は、事後設立の場合には適用されない（468条1項の事業譲渡等に事後設立は含まれていない）。

⁵⁴⁰ 会社法上の「事業」は、会社の行うものの総体を指す。1つの会社に1つの事業である。例えば、ホテル業とフィットネス業を営む会社は、それら併せて1つの事業である。すなわち、ホテル業のみの譲渡は、事業の一部の譲渡である。

467 条 1 項が「事業の譲渡」という文言が採用した趣旨は、商法総則における既定概念としてその内容も比較的明確な文言を用いることによって、（単なる営業用財産の譲渡ではなくそれよりも重要である）事業の譲渡（21 条以下）について規制を加えるとともに、法律関係の明確性・取引の安全を企図する点にある。

→467 条 1 項の事業譲渡と 21 条以下の事業譲渡を同一意義とする。

↓

①一定の事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部または一部を譲渡し、②これによって、譲渡会社がその財産によって営んでいた事業活動の全部または一部を譲受人に受け継がせ、③譲渡会社がその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業避止義務（21 条）を負う結果を伴うものをいう⁵⁴¹。

↓

この①～③の全てが要件かは別途問題となる。

事業譲渡に株主総会特別決議を必要とする趣旨は、事業譲渡による事業内容の変更が株主の重大な利害に関わる点にあることからすると①のみを要件とすれば足りると思える。しかし、取引安全の観点からは相手方から見て規制対象か否かが明確である必要があり、②も要件と解すべきである。③については、事業譲渡の効果であって要件ではない。よって、①②のみが要件である。

↓

①要件については、㊦単なる事業用財産または権利義務の集合の譲渡では足りず、㊧譲渡会社の製造・販売等にかかるノウハウの譲受人による承継、さらには㊨得意先関係の移転まで必要である⁵⁴²。

また、①要件が認められる場合は、通常②要件も認められる（逆に②要件が認められる場合も、通常①要件が認められる）。そして、①②要件が認められるときには、その効果として③が認められるであろう。

⁵⁴¹ 最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1600 頁〔百選 85〕。同判例は、改正前商法 245 条の「営業の譲渡」の要件として、「全部または重要な一部」であることを求めている。しかし、会社法下では「事業の全部の譲渡」（467 条 1 項 1 号）と「事業の重要な一部の譲渡」（同項 2 号）が区別して規定されているため、事業譲渡の要件から重要性はなくなったと考えられる。そのため、事業譲渡該当性と重要性は別個に書くことになる。平成 27 年出題趣旨も、「事業譲渡に該当した場合には、更に、事業の『重要な』一部の譲渡に当たるかについても、論ずる必要がある」としている。

⁵⁴² 最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1600 頁〔百選 85〕。これに対して、従業員・得意先の移転は不可欠の要件ではないとする見解もある（江頭 960 頁注 1）。